

会津コインクーポン加盟店規約

第1条 目的

本規約は、会津コインの加盟店がT I S株式会社（以下「当社」といいます。）の提供する会津コインクーポンサービスを利用する際の利用条件等を定めるものです。

第2条 定義

本規約で用いられる用語の定義は、別途定められない限り次のとおりとします。

- ① 「本サービス」とは、当社がクーポン加盟店に対して提供する、クーポン加盟店が会津コインクーポンユーザーに対して会津コインクーポンを発行することができる会津コインクーポンサービスをいいます。
- ② 「会津コインクーポン」とは、クーポン加盟店が、会津コインクーポンユーザーに対して会津財布アプリ上で発行するデジタルクーポン会津コインクーポンユーザーをいいます。
- ③ 「加盟店」とは、株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）との間で「会津コイン加盟店契約」を締結した個人（個人事業主を含みます）または法人をいいます。
- ④ 「クーポン加盟店」とは、当社との間で本規約を契約内容とする会津コインクーポン契約を締結した加盟店をいいます。
- ⑤ 「会津コインクーポンユーザー」とは、会津コインクーポンを利用するすべての利用者をいいます。
- ⑥ 「会津財布アプリ」とは、当社が提供するスマートフォンアプリをいいます。
- ⑦ 「クーポン申込書」とは、クーポン加盟店が会津コインクーポンの発行を希望する都度、当社に対して書面、電子メール（撮影した画像をメールで添付する形式も含む）または当社所定の web 上の申込フォームで提出する当社所定の申込書をいいます。なお、本規約とクーポン申込書に齟齬がある場合、クーポン申込書の規定が本規約に優先して適用されるものとします。

第3条 会津コインクーポン契約の締結

1. クーポン加盟店となることを希望する者は、本規約に同意のうえ、当社所定の方法により当社に対し登録の申込みを行うものとします。
2. 当社は、前項の手続によって提出された申込みの内容につき、必要な審査を行い、申込者をクーポン加盟店として登録する場合、当社所定の方法で当該申込者に対してクーポン加盟店に登録を行う旨を通知するものとします。申込者に対してかかる通知がなされたことをもって当社が当該申込みに承諾したものとし、当社および申込者の間に会津コインクーポン契約が成立するものとします。

3. 当社は、申込者による登録を承諾しなかった場合でも、申込者に対して拒絶の理由を開示せず、損害賠償その他名目の如何を問わず、何らの義務または責任を負わないものとします。

第4条 クーポンの発行等

1. クーポン加盟店が、クーポンの発行を希望するときは、必要事項を記入したクーポン申込書を当社に提出するものとします。クーポン加盟店の所属する組織または団体等（以下「代表者」といいます）がクーポン申込書の取りまとめを実施する場合、クーポン加盟店は代表者を通じてクーポン申込書を提出するものとします。なお、当社にクーポン申込書が到達したときをもって提出がなされたものと取り扱い、代表者による当社への提出が遅れたことによりクーポン掲載が遅延し、または掲載できない場合でも当社は一切責任を負いません。
2. 前項において、クーポン加盟店は、クーポンにかかる原資の負担割合およびクーポン利用条件について、それぞれ次のうちいずれかをクーポン申込書において指定するものとします。ただし、あらかじめ当社が定める場合は、これに従うものとします。
 - (1) 原資の負担割合
 - ① 全額クーポン加盟店負担
 - ② 当社一部負担（負担割合はクーポン申込書にて定める）
 - ③ 全額当社負担
 - ④ その他当社およびクーポン加盟店が定める負担方法（クーポン申込書にて定める）
 - (2) クーポンの利用条件
 - ① 会津コインを用いて決済を行う場合のみ利用可
 - ② 決済手段を問わず利用可
 - ③ その他当社およびクーポン加盟店が定める条件（クーポン申込書にて定める）
3. 当社は、クーポン申込書を受領後、速やかに内容の審査を行い、審査の結果、発行を認める場合には会津財布アプリ上に掲載するものとします。
4. クーポン加盟店は、当該審査には一定の時間が必要であり、会津コインクーポンの発行、掲載が即時になされるものでないこと、クーポン加盟店が希望する掲載開始日に掲載されない場合があることおよび当該審査の結果によっては会津財布アプリ内において会津コインクーポンが掲載できない場合があることを予め承諾するものとします。
5. 前項に基づきクーポン加盟店が発行したクーポンの掲載場所および掲載順は、当社の裁量またはユーザーの設定に従うものとします。

6. 加盟店が会津コインクーポンの変更または停止（以下「変更等」といいます）を希望する場合、当社に申し出るものとし、当社は当該変更等の申出を受領後に変更内容または変更等の時期等必要な事項について加盟店と協議し決定するものとします。変更においては、本条第3項を準用するものとします。

第5条 クーポン加盟店としての遵守事項

1. クーポン加盟店は、自らの責任において景品表示法その他関連法令に従ってクーポン内容を設定するものとします。
2. クーポン加盟店は、会津コインクーポンユーザーに対し、クーポンの利用を不当に拒否したり、利用できるクーポンの種類を不当に制限したり、他の決済方法への変更を要求したり、クーポン利用にかかる手数料を請求したりする等、その方法を問わず、クーポンを利用するユーザーを正当な理由なく不利に取り扱わないものとします。

第6条 権利帰属

本サービスの提供に関する特許権、実用新案権、商標権、意匠権または著作権その他のすべての知的財産権（知的財産権を受ける権利を含みます。）は、当社に帰属するものとします。

第7条 サービスの中止・中断等

1. 当社は、システム保守、通信回線・通信手段・コンピュータの障害などにより本サービスにかかるシステム（以下「システム等」といいます。）の中止または中断の必要があると認めるときは、クーポン加盟店に事前に通知することなく、本サービスの全部または一部を中止または中断することができるものとします。
2. 当社は、システム等（ただし、当社が管理するシステム等に限ります。）に障害等が発生した場合、可能な限り速やかに当該障害の復旧に努めるものとします。
3. 当社は、クーポン加盟店が本規約または本規約のいずれかに違反し、または違反するおそれがあると判断した場合、クーポン加盟店に事前に通知することなく、本サービスの全部または一部を中止または中断することができるものとします。
4. 当社は、前各項によりクーポン加盟店に損害等が生じた場合であっても責任を負いません。
5. 当社は、クーポン加盟店が本規約または本規約のいずれかに違反し、または違反するおそれがあると判断した場合、クーポン加盟店に対し、資料の徴収や監査（立入検査を含みます。）等必要と認める調査を行うことができるものとします。

第8条 守秘義務

1. 当社およびクーポン加盟店は、本規約、本サービスに関連して知り得た相手方の技術上、営業上、その他一切の情報（個人情報を含み、以下「秘密情報」といいます。）を善良

な管理者の注意義務をもって秘密として厳重に管理するものとします。また、事前の書面（電子メール等の電磁的方法によるものを含みます。以下も同様とします。）による同意を得ることなく、第三者（みずほ銀行、AiCT コンソーシアム、当社の本サービスに係る業務委託先ならびに当社およびクーポン加盟店の関連会社を除きます。）に対してこれらの秘密情報を開示し、またはこれらの秘密情報を含む一切の資料を交付しないものとします。

2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除外されるものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であっても、個人情報はずべて秘密情報とします。
 - ① 取得以前に既に公知であるもの
 - ② 取得後に取得者の責めによらず公知となったもの
 - ③ 取得以前に既に所有していたものでその事実が立証できるもの
 - ④ 正当な権限を有する第三者から守秘義務を負わずに入手したもの
3. 当社およびクーポン加盟店は、相手方より提供を受けた秘密情報について、本サービスの履行の目的のためにのみ使用し、これらの履行に必要な範囲内に限り、秘密情報を複製または複写できるものとします。この場合、秘密情報の複製物または複写物についても秘密情報と同様に取り扱うものとします。
4. 当社およびクーポン加盟店は、法令上秘密情報の開示が義務付けられ、または裁判所、政府もしくはその他の公的機関による秘密情報の開示の要請を受けた場合には、法令上および実務上可能な限り、秘密情報を開示することを相手方に予め通知した上で、かかる秘密情報を最小限の範囲で開示することができるものとします。
5. 当社およびクーポン加盟店は、本規約が終了した場合または相手方が要求した場合には、法令または自己の社内手続等により許容される限りにおいて、相手方の指示に従い直ちに秘密情報を返却または廃棄もしくは消去するものとします。
6. 本条は、本規約終了後3年間は有効に存続するものとします。

第9条 反社会的勢力の排除

1. 当社およびクーポン加盟店は、自己またはその代表者、役員、実質的に経営権を有する者、従業員、代理人または媒介者（以下「関係者」といいます。）が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと、ならびに次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

- ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 反社会的勢力に対して反社会的勢力であることを知りながら資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 当社およびクーポン加盟店は、自らまたはその関係者が、直接的または間接的に、次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動（自己またはその関係者が前項に定める者である旨を伝えることを含みますが、これに限られません。）をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準じる行為
3. 当社およびクーポン加盟店は、相手方が反社会的勢力もしくは第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第 1 項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、相手方に対し何ら催告その他の手続を要することなく直ちに本規約を解除することができ、これによって被った損害の賠償を請求できるものとします。
4. 当社およびクーポン加盟店は、前項の規定に基づく本規約の解除により相手方に損害が生じた場合においても、相手方に対して一切の損害賠償責任を負わないものとします。

第 10 条 有効期間

本規約の有効期間は、本規約が成立した日から理由の如何にかかわらず加盟店契約が終了した日までとします。

第 11 条 本規約の解除

1. 当社およびクーポン加盟店は、相手方が次の各号のいずれか一つに該当する場合、相手方に対し何ら催告その他の手続を要することなく、本規約を直ちに解除することができるものとします。
- ① 第 7 条第 5 項に基づく当社の調査にクーポン加盟店が合理的な理由なく応じないとき

- ② 前号に記載する場合のほか、本規約に違反し、相当の期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、その期間内に違反を是正しないとき
 - ③ 手形または小切手の不渡りがあったとき、支払停止になったとき
 - ④ 監督官庁により営業の取消、停止等の処分を受けたとき
 - ⑤ 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始等の申立てを受け、または自ら申し立てたとき
 - ⑥ 合併、会社分割、株式交換、株式交付、株式移転、解散、減資または事業の全部もしくは重要な一部の譲渡の決議があったとき
 - ⑦ その他信用状態に不安が生じ、または本規約を継続し難い事由が生じたとき
 - ⑧ 前各号の事由が生じるおそれがあると合理的に判断したとき
2. 前項各号の事由が生じた当社またはクーポン加盟店は、本規約に基づき負担する一切の債務について期限の利益を喪失し、直ちに当該債務を一括して相手方に支払うとともに、相手方に生じた損害を賠償しなければならないものとします。

第 12 条 契約終了後の措置および残存条項

1. 本規約の各条において明示的に記載されている場合のほか、第 8 条、第 9 条第 2 項、本条の各規定は、本規約終了後といえども有効に存続するものとします。
2. 本サービスの利用が終了する場合、その終了原因を問わず、クーポン加盟店は、当該終了日以降本サービスを利用することができないものとし、掲載途中または利用期間中の会津コインクーポンは、当該終了日をもって効力を失うものとします。

第 13 条 免責

1. 加盟店に対して、加盟店が発行するクーポンについて、加盟店の商品またはサービスの販売促進効果があること、法令その他の諸規則等に違反していないことを何ら保証するものではありません。また、当社は、加盟店に対して、クーポンに関連したユーザーの行為についていかなる責任も負いません。
2. 当社は、当社による本サービスの中断、停止、終了または利用不能もしくはその他本サービスに関して会津コインクーポンユーザーが被った損害について、本規約の他の規定において別途定めのない限り、一切の責任を負わないものとします。
3. 天災事変、戦争、内乱、法令の制定・改廃、感染症、公権力による命令処分、労働争議、通信回線もしくは諸設備の故障、その他当社およびクーポン加盟店の責めに帰することのできない事由に起因する損害については、当社およびクーポン加盟店は互いに何らの責任も負わないものとします。
4. 前項に掲げる事由その他事由の如何を問わず、本規約の履行が困難となり、もしくはそのおそれが生じ、または本規約の履行に重大な影響を及ぼす事態が生じたときは、当社

およびクーポン加盟店は直ちに相手方にその旨を通知して協議を行い、双方の事業運営への影響を最小限とするよう努めるものとします。

第 14 条 自己責任の原則

クーポン加盟店は、本サービスの利用に伴い、自己の責めに帰すべき事由で第三者（会津コインクーポンユーザーや他のクーポン加盟店を含みますが、これに限りません。）に対して損害を与えた場合、または第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。

第 15 条 譲渡禁止等

1. 当社およびクーポン加盟店は、本規約で認められる場合を除き、相手方の事前の書面による承諾なくして、本規約上の地位または本規約から生じた権利義務を、第三者に譲渡し、担保に供し、その他処分をしてはならないものとします。
2. 当社およびクーポン加盟店は、本規約で明示的に定められた事務のほか、本規約の履行に関して必要な事務を第三者に委託することができるものとします。

第 16 条 クーポン加盟店への通知

1. クーポン加盟店に対する通知は、あらかじめクーポン加盟店が届け出た連絡先に、当社所定の方法により送付または送信することによって行うものとします。
2. クーポン加盟店は、本規約の申し込み時に届け出た事項に変更があった場合には、速やかに当社に届け出るものとします。
3. 前項に規定する届出が遅延したことまたはかかる届出が行われないことにより、当社からの通知その他送付書類が延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときにクーポン加盟店に到着したものとみなします。

第 17 条 本規約の変更・廃止

1. 当社は、相当の事由があると判断した場合には、クーポン加盟店の事前の承諾を得ることなく、当社の判断により、民法第 548 条の 4 の規定に基づき、本規約をいつでも変更または廃止できるものとします。
2. 本規約を変更または廃止したときは、クーポン加盟店に通知するものとします。

第 18 条 準拠法

本規約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

第 19 条 管轄

本サービスに起因または関連して当社とクーポン加盟店の間に生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 20 条 協議解決

本規約に定めのない事項または疑義が生じた事項については、当社とクーポン加盟店の間で信義誠実の原則に従って協議し、円満に解決を図るものとします。

以 上

2024 年 10 月 17 日制定

2024 年 11 月 13 日改定